

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第57号) 平成29年10月2日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で28周年

皆様のご支援のお陰で、本日、当事務所は28回目の創立記念日を迎えることができました。これまでのご厚情を深く感謝いたします。

当事務所の最大の業務である不動産登記は、私が当事務所を開設した平成初期に比べ、現在は3分の1に激減しています。また、約10年前に盛んであった過払金請求事件も、殆ど無くなっています。そうした厳しい経済環境の下で、なんとか生き残るべく、成年後見等の財産管理業務を行ってはいますが、苦勞ばかり多く、なかなか利益には繋がりません。しかし、私もまだ子育て中の身でありますので、今後とも精一杯頑張っていく所存ですので、より一層のご支援の程、よろしく申し上げます。

さて、20周年記念事業の線路沿いの旅は、東海道本線並びに山陽本線の旅を後回しにして、来年3月で消え行く三江線の旅を行っておりますが、江津駅・三次駅108.1kmの内、既に石見都賀駅までの68.4kmを踏破しております。順調に行けば年内に終着駅の三次駅まで辿り着ける見込みです。

また、25周年記念事業のマラソンの方は、夏の走り込みの成果を問うべく9月17日のハーフマラソンにエントリーしましたが、台風18号の影響で中止になり、走り込み不足といった状態です。今シーズンの出鼻を挫かれ、先が思いやられています。スポーツの世界ではトップアスリート（その競技で最高水準の実力を認められている選手）という言

葉があり、私も「いぶすき菜の花マラソン」の際に川内優輝選手と同じレースを走ったことがあります。しかし、トップスリートはスタートの号砲と共に走り始めますが、私のようなボトムアズリート（底辺あずり人）は号砲から約20分後にスタートラインを越えます。トップアスリートもボトムアズリートも時間との闘いであることは共通していますが、トップアスリートは世界・日本・大会記録と戦うのに対し、ボトムアズリートは完走が認められる最低限である制限時間との戦いです。今後とも体力の続く限り制限時間と戦い続けたいと思います。

結婚による親族の効果について

私の3人の子供の内、まだ学生の末っ子を除く長男と長女は結婚しておりますが、結婚式などでは親族紹介というのが行われます。これは単に新郎新婦の親族を紹介するという意味の他に、その結婚を通じて新に親族になった者（姻族）を紹介するという意味があります。何故なら親族間には法律権利義務が課されるからです。なお、親族の範囲に含まれるのは3親等までで、具体的には結婚相手の父母・子・兄弟姉妹・祖父母・孫・曾祖父母・曾孫・甥姪です。

親族になることによる法律上の効果としては、まず成年後見制度の申立人になることです。子供のない夫婦で夫が先立った後、妻が認知症になったが兄弟姉妹がいない場合などに、夫の兄弟姉妹や甥姪が申立人になる場合などです。次に同居の親族間の扶助の義務です。再婚したが相手の連れ子と養子縁組をしてない場合に亡くなった後、相手の連れ子との間に扶養程強くはありませんが、助け合う義務が生ずることです。また、直系姻族間では婚姻が禁止されています。夫婦が離婚しても、離婚した相手の親や子とは再婚できません。その他、婚姻年齢未満や重婚等の不適法な婚姻や、養子が年長者であったり、未成年者の無許可縁組のような不適法な養子縁組の取消権、親による子供虐待の場合の親権喪失の請求権等があります。刑法においては、親族が犯人のために犯人蔵匿罪や証拠隠滅罪を犯しても刑が免除されることがあったり、窃盗罪・詐欺罪・横領罪等の財産罪を親族が行った場合には刑が免除されたり、告訴が無ければ刑事裁判にかけられない等の特例が設けられています。

このように結婚は夫婦二人だけのことで済まされず、結婚を通じて親族となった者に法律上の影響を与えるものですので、お互いの親族とも仲良く付き合い合っていく必要があると言えます。